

令和7年度大河原町障害者就労施設等からの物品等調達推進方針

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成24年法律第50号。)第9条の規定に基づき、本町における物品及び役務(以下「物品等」という。)の調達等に関し、障害者就労施設等の受注の機会の確保及び障害者就労施設で就労する障がい者、在宅就業障がい者の自立及び社会参加促進の向上を図るため、調達方針を定める。

1 物品等の調達の推進に関する基本的考え方

(1) 調達推進の背景及び意義

障がいのある方が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要である。そのためには、障がい者雇用を支援するための積極的な対策を図っていくことも重要であるが、加えて、障がい者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化する取り組みが求められている。

このような観点から、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進し、需要の拡大を図るための方針を作成する。

(2) 調達推進の基本的考え方

当該年度の予算及び事務・事業等の予定等を勘案して、物品等の調達の推進を図るものとする。

2 調達方針の適用範囲

本方針は、町の全ての課(局等)に適用する。

3 調達の対象となる物品等の種類及び方法

(1) 物品(事務用品、各種記念品、食品等)

(2) 役務(クリーニング、清掃・除草作業等)

障害者就労施設等への発注に関しては、障害者就労施設等が提供することができる物品等の種類を確認のうえ、可能な限り障害者就労施設等への発注に努めるものとする。

なお、物品等の契約にあたっては地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)及び大河原町財務規則(昭和51年規則第13号)の定めによることとする。

4 物品等の調達目標

障害者就労施設等からの調達した物品等について、前年度の実績を上回ることを目標とする。

調達の目標額 3,323 千円

※参考 令和6年度調達の目標額 2,090 千円

令和6年度調達の実績額 2,680 千円

【個別目標】

(単位：円)

区分	課 名	事 業 名	目標金額	事 業 内 容
役務	福祉課	配食サービス事業	2,450,000	ひとり暮らし高齢者等への夕食の配食サービス
物品	学校給食センター	学校給食事業	400,000	給食費材料代
役務	地域整備課	都市公園維持管理事業	121,000	公園除草業務
役務	地域整備課	町営住宅維持管理事業	352,000	町営住宅敷地除草業務

5 調達推進のための情報提供

- (1) 本方針を作成又は見直しをした時は、町ホームページ等により情報提供を図るものとする。
- (2) 本方針に基づいた調達実績については、会計年度の終了後、調達実績の概要を取りまとめ、町ホームページ等により公表するものとする。

6 調達推進に関する窓口

この調達方針に関する担当窓口は、福祉課とする。